

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 裁決取消請求控訴事件

国側当事者・国(川口税務署長ほか)

令和4年3月23日棄却・確定

(第一審・さいたま地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年9月8日判決、本資料271号-99・順号13601)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	川口税務署長 中村 俊樹
裁決行政庁	国税不服審判所長 東 亜由美
被控訴人指定代理人	別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 川口税務署長が平成30年9月5日付けで控訴人に対してした所得税及び復興特別所得税に係る次の各処分(いずれも令和元年6月27日付けでされた各減額更正処分及び変更決定処分後のもの)を取り消す。
 - (1) 平成28年分の更正処分及び無申告加算税の賦課決定処分
 - (2) 平成29年分の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
- 3 国税不服審判所長が令和元年10月29日付けで控訴人に対してした控訴人の平成30年1月28日付け審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。

第2 事案の概要等(用語の略称は、特に断らない限り、原判決の例による。)

- 1 本件は、不動産外交員としての事業収入を有する控訴人が、川口税務署長(以下「処分行政庁」という。)から、平成30年9月5日付けで、平成28年分から平成29年分まで(以下「本件各係争年分」という。)の所得税に係る更正処分並びに無申告加算税及び過少申告加算税賦課決定処分を受けたため、これを不服として上記各処分の取消しを求めるとともに(以下、これらを総称して「処分取消請求」という。)、上記各処分を不服として請求した審査請求をいずれも棄却した国税不服審判所長による裁決(以下「本件裁決」という。)の取消しを求める事案(以下「裁決取消請求」という。)である。

原審は、控訴人の訴えのうち原判決別紙1「訴え却下処分目録」記載の各処分の部分の取消しを求める部分を却下し、その余の訴えに係る請求をいずれも棄却したところ、これを不服として控訴人が控訴した。

- 2 関係法令、前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1から3まで（2頁12行目から7頁26行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の当審における主張を鑑みても、控訴人の訴えのうち原判決別紙1「訴え却下処分目録」記載の各処分の部分の取消しを求める部分を却下し、その余の訴えに係る請求をいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から4まで（8頁2行目から18頁23行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 以上によると、控訴人の訴えのうち一部を却下し、その余の訴えに係る請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 矢尾 渉

裁判官 田中 一隆

裁判官三浦隆志は転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官 矢尾 渉

(別紙)

指定代理人目録

能登谷宣仁、木村智広、宮脇智砂子、長森俊明、羽鳥裕士、山崎健二、八木香織、
三柴保宏